

## 平成23年稲敷市農業委員会第2回総会

〔2月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 5 報告第4号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書審査結果について  
日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程 7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程10 議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号
- 

### 出席委員

- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 井戸賀吉男君 | 17番 | 澤邊雅之君 |
| 2番 | 沖野谷秀雄君 | 18番 | 宮本善助君 |

3番	飯塚幸一君	19番	村山文雄君
4番	千勝忠君	20番	坂本一雄君
5番	保科進君	21番	山田重一君
6番	川島昇君	22番	秋本精一君
7番	高須一郎君	23番	横田裕康君
8番	篠崎惣壽君	24番	加納昭君
9番	栗山文雄君	25番	松本文雄君
10番	濱田昭一君	26番	沼崎享君
11番	吉岡一仁君	27番	濱田孟君
12番	横田悌次君	28番	青宿昌夫君
13番	内埜新也君	29番	鈴木重義君
14番	野口隆雄君	30番	黒田久良之進君
15番	篠崎文夫君	31番	高城貞雄君
16番	古澤真和君	32番	根本卓明君

---

欠席委員

なし

---

出席説明員

農業委員会事務局長	内田和雄君
農業委員会事務局長補佐	永長妥啓君
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行君
農業委員会事務局主査	高橋渉君

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月29日（土） あずま米産地づくり推進協議会生産者大会

於 成田市「ホテル日航成田」

出席者 吉岡代理

2月3日（木） 新・農地と担い手を守り活かす運動推進大会

於 小美玉市「四季文化会館」

出席者 吉岡代理、秋本委員、村山委員、内田事務局長

2月7日（月） 稲敷市地域水田農業推進協議会臨時総会

於 稲敷市「東庁舎」

出席者 加納会長

2月17日（木） 稲敷郡内全農業委員研修会

於 稲敷市「あずま生涯学習センター」

出席者 農業委員（29名）

2月24日（木） 稲敷市国保運営協議会

於 稲敷市「桜川庁舎」

出席者 加納会長

---

午後 3時09分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成23年2月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により会長が議長となり、議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長（加納 昭君） 本日の出席委員は、全員、32名出席しております。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程1 会議録署名人の指名

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は16番、古澤委員、17番、澤邊委員、兩名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、清久島字清久島ほか2地区、田10筆、計1万175平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号2番、東大沼字堂前、田1筆、4,301平方メートルについてでございますが、これも農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号3番、曲渕字中割ほか1地区、田5筆、計9,452平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

2ページをお開き願います。

受理番号4番、下須田字小島ほか2地区、田15筆、計2万6,998平方メートルについてでございますが、これにつきましても農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 3 ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、八筋川字ト杭ほか1地区、田9筆、畑1筆、計10筆、1万8,459平方メートルについてでございますが、平成22年12月1日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、伊崎字五軒谷、畑2筆、計2,119平方メートルについてでございますが、平成18年12月30日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号3番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、2,611平方メートルについてでございますが、平成22年1月27日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、本新、田1筆、9,918平方メートルについてでございますが、平成22年1月27日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4 ページをお開き願います。

受理番号5番、伊佐津字上宿ほか5地区、田9筆、畑6筆、計15筆、1万1,619平方メートルについてでございますが、平成22年8月22日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号6番、佐倉字佐倉原、畑1筆、849平方メートルについてでございますが、平成22年11月11日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により管理していますが、農業委員会によるあっせんの申出書が提出されております。

5 ページをお開き願います。

受理番号7番、結佐字逆川ほか2地区、田11筆、畑2筆、計13筆、1万7,685平方メートルについてでございますが、平成20年2月11日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号8番、上根本字中野原ほか8地区、田8筆、畑11筆、計19筆、1万3,016平方

メートルについてでございますが、平成22年5月31日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

6ページをお開き願います。

受理番号9番、西ノ洲字西ノ洲ほか11地区、田24筆、畑8筆、計32筆、5万3,956平方メートルについてでございますが、平成22年12月6日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知  
について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 7ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番、曲淵字中割ほか1地区、田5筆、計9,452平方メートルについてでございますが、耕作者に譲渡するため、合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

日程5 報告第4号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書審査結果について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書審査結果についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、8ページをお開き願います。

報告第4号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿搭載申請書審査結果についてでございます。

平成23年1月31日付、稲農委第15号で、稲敷市選挙管理委員会委員長あて提出をいたしました。

提出しました搭載人数でございますが、

まず、江戸崎地区、戸数1,294戸、男性1,314人、女性957人、計2,271人。

新利根地区、戸数946戸、男性930人、女性635人、計1,565人。

桜川地区、戸数743戸、男性788人、女性530人、計1,318人。

東地区、戸数1,053戸、男性1,149人、女性628人、計1,777人。

全体でございますが、戸数4,036戸、これは前年度比85戸の減でございます。男性4,181人、前年度比608人の減でございます。女性2,750人、前年度比714人の減でございます。計6,931人、前年度比1,322人の減でございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 報告第4号ですが、これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

---

#### 日程6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号10番を除いて説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 13ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転8件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権設定1件の計11件でございます。

受理番号1番、浮島字赤発毛ほか17地区、田8筆、畑27筆、計35筆、3万5,469平方メートルについてでございますが、渡人は、農地を後継者へ贈与するものでございます。受人は、父より農地を受贈するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

14ページをお開き願います。

受理番号2番、町田字稲子田、田1筆、1,120平方メートルについてでございますが、渡人は、耕作できないため親戚に贈与するものであります。受人は、渡人の要望により受贈するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、

許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号3番、結佐字下結佐ほか2地区、田13筆、計1万6,114平方メートルについてでございますが、渡人は、後継者へ貸し付けをするものであります。受人は、父より農地を借り受けるものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

15ページをお開き願います。

受理番号4番、東大沼字堂前、田1筆、4,301平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号5番、江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、1,020平方メートルについてでございますが、渡人は、相続により農地を取得したが、耕作できないため譲渡するものであります。受人は、経営規模の拡大を目的に取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号6番、柴崎字寄居、畑1筆、13平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により譲渡するものであります。受人は、自宅に隣接している農地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号7番、柴崎字柴崎、田2筆、2,143平方メートルについてでございますが、渡人は、高齢により規模縮小するため譲渡するものであります。受人は、渡人の要望により取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

16ページをお開き願います。

受理番号8番、境島字萩原、田2筆、計673平方メートルについてでございますが、渡

人は、耕作者に譲渡するものであります。受人は、渡人の要望により耕作地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号9番、八千石字八千石、田1筆、1,484平方メートルについてでございますが、渡人は、規模縮小するため親戚に譲渡するものであります。受人は、渡人の要望により取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号11番、清久島字清久島ほか2地区、田10筆、計1万175平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号1番から9番及び11番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番を濱田委員、お願いします。

○27番（濱田 孟君） 27番、濱田です。

受理番号1番について報告いたします。

2月22日に渡人と受人で確認いたしました。双方とも申請内容に間違いのないことを確認しました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は368アール、農作業従事日数は100日で、所有農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号2番を飯塚委員、お願いします。

○3番（飯塚幸一君） 3番、飯塚です。

受理番号2番について報告いたします。

2月20日に、渡人と受人に確認いたしましたところ、双方とも申請内容に間違いのないことを確認いたしました。また、受人は親戚と共同で水稻を作付しています。農業経営面積は297アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、親戚と共有でトラクター1台、耕運機1台を所有し、コンバイン、乾燥機は親戚の機械を利用し、共有で作業を行っております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものであります。よろしくお願いたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3、4、5番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号3番について、所有者が市外のため、事務局で調査しました結果を報告いたします。

2月22日に受人宅で面談をし、申請内容に間違いのないことを確認しました。受人は、主に水稻、さつまいもを作付している認定農業者で、農業経営面積は1,009アール、農業従事日数は300日です。所有農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであると考えられます。

受理番号4番につきましては、1月26日、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談を行いました。

調査の結果、お手元に配付しました報告書のとおり、受人は主に水稻を作付する農事組合法人で、農業経営面積は1,198アール、農業従事日数は300日です。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック4台を所有しております。

以上、面談の結果、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものであります。

受理番号5番について、所有者が市外のため、事務局で調査しました結果を報告いたします。

2月22日に受人宅で面談をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。

受人は主に水稻、ネギを作付している認定農業者で、農業経営面積は311アール、農業従事日数は200日です。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号6番、7番を濱田委員、お願いします。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

受理番号6番について報告します。

2月19日に渡人、受人に確認をしてきました。双方とも申告内容に間違いがないことを確認しました。

また、受人は水稻を主に作付している農家で、農業経営面積は176アールで、所有農地についても休耕地はなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどをお願いします。

受理番号7番について報告いたします。

去る2月19日に、渡人、受人に確認しました。双方とも申告内容に間違いがないことを確認しました。また、受人は主に水稻を耕作している農家で、農業経営面積は31アール、農作業従事日数が200日です。所有農地について休耕地はなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号8番を野口委員より報告願います。

○14番（野口隆雄君） 14番、野口です。

受理番号8番について報告いたします。

16日に受人に確認しました。申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に米を作付している認定農業者で、農業経営面積は702アールで、農作業日数は260日です。所有農地について休耕地はなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと認めます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号9番を坂本委員よりお願いします。

○20番（坂本一雄君） 20番、坂本です。

受理番号9番について報告します。

2月18日に渡人、受人両人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いがないということを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は424アール、従事日数は200日です。所有の農地について休耕地や違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有してお

ります。

以上の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思いますが、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号11番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号11番につきましては、1月21日、農林振興公社と事務局で受人と東庁舎会議室において面談を行いました。

調査の結果、お手元に配付しました報告書のとおり、受人は主に水稻を作付する農家で、農業経営面積は359アール、農業従事日数は250日です。所有農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。

以上、面談の結果、受人となる許可要件を満たしており、問題ないものであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号、受理番号1番から9番及び11番の農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

では、受理番号10番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、32番、根本委員が該当しますので、根本委員の退室を求めます。

（根本委員 退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま32番、根本委員が退室しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 16ページをお開き願います。

受理番号10番、橋向字立野、田6筆、計4,896平方メートルについてでございますが、渡人は、受人の要望により譲渡するものであります。受人は、経営規模拡大のために取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものでございます。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の受理番号10番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告を私加納より報告いたします。

受理番号10番について報告いたします。

2月23日と24日に、渡人と受人に確認をしました。双方とも申請内容に間違いのないものであります。また、受人は、稲とネギを作付している専業農家であり、認定農業者でもあります。農業経営面積は180アール、農作業従事日数は200日です。所有農地について休耕地はなく、違反転用はありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、それと管理機1台ということであります。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号、受理番号10番の農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、32番、根本委員の入室を許可いたします。

（根本委員 復席）

○議長（加納 昭君） ただいま32番、根本委員が着席しましたので、審議を続けます。

---

日程7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に

対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 17ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、高田字沖、田1筆、1,624平方メートルについてでございますが、介護サービス施設の駐車場として利用するものであります。介護サービス施設は、最近施設を拡張し、駐車場が不足しているため、利用者の利便性を考え、駐車場増設をするものであります。

施設は、グループホームとデイサービスの事業を行っております。グループホームは職員19名、入居者15名、デイサービスは利用者65名となっております。また、車両は7台所有しております。職員、入居者、利用者、その家族を含め60台程度の駐車スペースが必要となります。現在の施設内に22台の駐車場がありますが、施設内の駐車場は利用者の転回スペースとし、施設付近に借りている職員の駐車場は返却する予定です。駐車場は碎石敷きとし、61台分の駐車スペースを確保します。上水・下水はなく、雨水は同一土地所有者のハス田へ流量調整後、放流します。

申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は、10ヘクタール以下の広がり農地で、接道に水道・下水道が埋設され、500メートル以内に2つ以上の医療施設や公的施設があるため、第3種農地と判断しました。

1月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○8番（篠崎惣壽君） 8番、篠崎です。

ただいまの事務局の説明どおりで間違いありません。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑はありませんか。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

賃貸借権の設定ということですが、契約年数は何年くらいですか。

○議長（加納 昭君） はい。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 事務局の高橋です。

今の申請についての賃貸借の期間なんですけれども、これは今申請中でして、実際に許可後に3年以上の期間で長期的に契約することになります。なので、一時転用とかとは違いまして、恒久的に駐車場として利用する形になりますので、正式な契約年数については許可後にはっきりするような形になります。

○19番（村山文雄君） わかりました。

○議長（加納 昭君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 18ページをお開き願います。

議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

転用事実証明1件、非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、江戸崎字荒匂、畑1筆、376平方メートルについて、登記地目変更のための転用事実証明書の交付でございます。昭和56年10月17日付南総農政指令第660号、自己住宅で許可を受けております。2月22日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号2番、上君山字中郷、田1筆、113平方メートルについての非農地証明書の交付でございます。登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。

平成2年ごろに、居宅敷地が286.07平方メートルで、車を駐車する場所がないため、軽量鉄骨造平屋建て29.75平方メートルを申請地に建築し、20年が経過しています。添付書類として、建築年の確認できる固定資産評価証明書と始末書が提出されています。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号3番、寺内字宿、畑1筆、552平方メートルについての非農地証明書の交付で

ございます。登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。

昭和56年ごろより、木造平屋建て、居宅兼物置58.71平方メートル1棟が建築され、30年が経過しています。添付書類として、建築年の確認できる固定資産評価証明書と始末書が提出されています。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番の調査報告をお願いします。

○25番（松本文雄君） 受理番号1番、25番、松本です。

受理番号1番について、去る22日、青宿委員、栗山委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いありません。昭和56年10月17日付南総農政指令660号で許可となっております。宅地として利用されていることを確認しました。

また、添付書類を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番の調査報告をお願いいたします。

○23番（横田裕康君） 23番、横田です。

受理番号2番について説明いたします。

去る22日に、調査委員5名は、青宿委員、栗山委員、横田委員、松本委員、私横田です、それと事務局2名で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、平成2年当時より車庫として利用されておりました。固定資産税評価証明書をあわせて確認いたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付書類を確認しましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番の調査報告をお願いいたします。

○16番（古澤真和君） 16番、古澤です。

受理番号3番について、去る22日、濱田委員、川島委員、そして事務局2人で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。また、本人にも伺いましたが、調査の結果、事務局の説明どおり間違いなく、昭和56年より居宅兼物置として使用されており、固定資産税評価証明書とあわせて確認しました。

申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題ないと思われれます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号24番、25番を除いて説明をお願いいたします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、19ページをお開き願います。

議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、新規設定が7件、5万7,011平方メートル、再設定が18件、16万8,041平方メートル、合わせて25件、22万5,052平方メートルについての利用権設定でございます。

受理番号1番、幸田字新田ほか5地区、田12筆、計1万1,927平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米1.8俵でございます。設定を受ける者は、農業法人である有限会社で、耕作面積3,226アール、6名の社員の方々がおのおの農作業従事日数250日とのことです。

受理番号2番、柴崎字田向、田1筆、1,120平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米145キロ、設定を受ける者は、農業生産法人で、経営面積は4,186アールで、認定農業者となっております。

この先3番から16番まですべて同一の法人であります。

受理番号3番、南太田字南、田2筆、計2万5,038平方メートルについて、こちらも再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米145キロです。

受理番号4番、南太田字南、田8筆、計2万1,587平方メートルについてでございます

が、こちらは再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米145キロです。

続いて、20ページをお開き願います。

受理番号5番、柴崎字田向ほか2地区、田5筆、計1万4,874平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米145キロです。

受理番号6番、柴崎字田向、田1筆、1,014平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号7番、南太田字上、田2筆、計8,309平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号8番、南太田字南、田2筆、計4,286平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号9番、柴崎字田向、田2筆、計1,004平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号10番、南太田字上、田1筆、5,701平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号11番、南太田字南、田1筆、2,004平方メートルについてでございますが、こちらも再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

21ページをお開き願います。

受理番号12番、柴崎字田向ほか4地区、田6筆、計1万3,133平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号13番、南太田字上、田1筆、6,034平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号14番、南太田字南、田4筆、計2万4,360平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号15番、柴崎字内海ほか4地区、田8筆、計1万4,960平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

受理番号16番、柴崎字内海、田1筆、2,182平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米145キロです。

22ページをお開き願います。

受理番号17番、佐原組新田字高丸ほか1地区、田3筆、計5,657平方メートルについてでございますが、こちらは新規設定で、利用目的は稲、期間5年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者の経営面積は313アールです。

受理番号18番、手賀組新田字大重、田2筆、計1万4,542平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間5年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、親子で認定農業者となっており、経営面積は806アールです。

受理番号19番、結佐字下結佐ほか1地区、田11筆、計1万4,069平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間5年、小作料は10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者は、認定農業者となっている農業生産法人で、経営面積は690アールです。

受理番号20番、手賀組新田字高俣、田6筆、計1万3,633平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は2,317アールです。

続きまして、23ページをご覧ください。

受理番号21番、佐原組新田字佐原組ほか1地区、田5筆、計6,802平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米3俵です。設定を受ける方は、受理番号20番と同一の方であります。

受理番号22番、東大沼字堂前、田1筆、1,542平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で、利用目的は稲、期間7年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は1,248アールです。

受理番号23番、柴崎字大小、田1筆、2,000平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は528アールです。

以上、1番から23番まで、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、受理番号1番から23番までの説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号1番から23番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、続きまして、受理番号24番、25番の審議についてでございますが、農業委員等に関する24条の議事参与の制限規定に6番、川島委員が該当しますので、川島委員の退室を求めます。

(川島委員 退席)

○議長(加納 昭君) それでは、ただいま6番、川島委員が退室しましたので、審議を続けます。

事務局の説明をお願いいたします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(永長妥啓君) 続きまして、受理番号24番、25番の説明をさせていただきます。

23ページをお開き願います。

受理番号24番、太田字中郷ほか1地区、田2筆、計5,677平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、認定農業者で、経営面積は2,032アール、農作業従事日数は160日でございます。

受理番号25番、太田字堀川、田1筆、3,597平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料は10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は、受理番号24番と同一の方でございます。

受理番号24番及び25番につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で、受理番号24番、25番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで説明を終了します。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号24番、25番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、6番、川島委員の入室を許可いたします。

(川島委員 復席)

○議長（加納 昭君） ただいま6番、川島委員が着席しましたので、審議を続けます。

---

日程10 議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 24ページをお開き願います。

議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてでございます。

納税猶予継続届出につきましては、租税特別措置法第70条の4、農地等の贈与税納税猶予制度、農地等の生前一括贈与ですが、この制度は、農業を営んでいた個人が生前に推定相続人の1人に農地等を一括して贈与した場合に、その贈与税の納税について、贈与者等の死亡のときまで猶予する制度でございます。

納税の猶予を受けている農地等の譲渡、転用、または耕作していないなどの場合は、猶予されている税額を納付することになります。3年ごとに、継続届出書を税務署に提出するものですが、その添付書類で、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要になります。

平成22年12月31日現在の贈与税納税猶予制度の適用者は52人で、そのうち今回継続届出を提出する適用者は、議案書に記載してある17名でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番、2番を青宿委員より報告を願います。

○28番（青宿昌夫君） 28番、青宿です。

ただいまの受理番号1番につきまして、去る22日に納税の猶予を受けている農地につきまして耕作をしていることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告をいたします。

さらに、2番につきましても、同日やはり確認いたしましたので、特に問題はありませぬので、改めて2件の報告をいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番を横田委員より報告願います。

○12番（横田悌次君） 12番、横田です。

受理番号3番につきましては、2月19日に当地を訪ねて耕作していることを確認いたしました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号4番を宮本委員より報告願います。

○18番（宮本善助君） 18番、宮本です。

受理番号4番の件でございますが、去る19日に当地を訪れまして、本人に行き会って確認してきました。納税の猶予を受ける農地については、本人自身が勤めをやめて、専業農家として耕作していることを確認しましたので、証明書の交付については問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番を澤邊委員、お願いします。

○17番（澤邊雅之君） 17番、澤邊です。

受理番号5番についてご説明いたします。

去る20日に伺ってきました。親子経営でございまして、問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を、濱田委員より。

○10番（濱田昭一君） 10番、濱田です。

受理番号6番について、去る19日に納税猶予を受けている農地について耕作していることを確認しましたので、証明書の発行につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番を、千勝委員よりお願いします。

○4番（千勝 忠君） 4番、千勝です。

受理番号7番について、去る22日に納税の猶予を受けている農地について耕作していることを確認しましたので、証明書の交付については問題ありませんので、ご報告させていただきます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号8番を、秋本委員より報告願います。

○22番（秋本精一君） 22番、秋本です。

受理番号8番について、去る20日、納税猶予制度の農地につきまして、耕作していることを確認しましたので、証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号9番、10番、11番を根本委員より報告をお願いします。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

受理番号9番、10番、11番、それぞれ行きまして、去る22日、納税猶予を受けている農地につきまして耕作していることを確認してきました。証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号12番を、保科委員より報告願います。

○5番（保科 進君） 5番、保科です。

受理番号12番について、去る20日、日曜日に納税の猶予を受けている農地について耕作していることを確認しましたので、証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号13番を、坂本委員、お願いします。

○20番（坂本一雄君） 20番、坂本です。

受理番号13番について、去る18日に納税の猶予を受けている農地について耕作していることを確認いたしました。証明書の交付につきまして、問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号14番、15番を野口委員より報告願います。

○14番（野口隆雄君） 14番、野口です。

受理番号14番、15番について、去る16日に納税の猶予を受けている農地について耕作していることを確認してまいりましたので、証明書の交付につきまして問題ありませんので、ご報告をいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号16番を、沖野谷委員より、報告願います。

○2番（沖野谷秀雄君） 2番、沖野谷です。

受理番号16番について、去る23日に納税の猶予を受けている農地について耕作していることを確認しましたので、証明書の交付につきましては何ら問題ありませんので、報告申し上げます。

○議長（加納 昭君） 受理番号17番を、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 申請人が市外でありますので、事務局より報告いたします。

受理番号17番について、納税の猶予を受けている農地について耕作していることを確認しました。申請人は行方市で認定農業者として農業経営を行っており、証明書の交付につきましては問題ありませんので、ご報告いたします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 一括贈与による納税猶予継続届出等に係る「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてを採決いたします。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたします。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案書にかかわる字句、数字その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時22分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

16番 委員 古 澤 真 和 ⑩

17番 委員 澤 邊 雅 之 ⑩